新築や増改築時には、建築基準法を守って、安全、快適な建物を

準法についてご紹介します。 建築基準法などのルールを守ることが大切です。 安全で快適な住まいづくりは、 調和のとれた秩序あるまちづくりにつながります。そのためには、 新築や増改築の時などに、 知っておきたい建築基

問 建築基準法って何?

建物の敷地や

構造などについての決まりです

や用途について最低の基準を定めて、生命や 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備

健康、財産を

Δ

建築確認申請書を出してください

です。 定された法律 するために制 築、移転など の新築、増改 保護し、公共 を行う際に の福祉を増進 建築物

法

は、あらかじめ建築確認申請書を提出するこ とが義務づけられています。

新築や増改築する時は こつするの?

の結果、 すので、その後工事に取り掛かってください。 る場合には、事前に計画している建物が建築 築主事)に建築確認申請書を提出します。 審査 なければなりません。そのため、建築指導課、建 基準法などに適合していることの確認を受け 建物の新築、増改築や移転などの計画があ 適合していれば確認済証を交付しま

建築確認申請書提出

申請をしてください。計画がまとまったら、着工前に必ず確認

審查·確認

るかどうかを審査します。 計画内容が建築基準法などに適合してい

確認済証交付

の流れ

工事着手

工事現場に「確認済」の表示をしてください。 画変更確認申請書」を提出してください。 工事の途中で計画を変更するときは、「計

工事完了

完了検査申請書提出

工事完了後四日以内に 検査申請をしてください

検

検査済証交付

検査に合格し、「検査済証」が交付さ れれば使用可能になります

使用開始



幅4メートル未満の道路の場合

主な用途の制限

建てられる用途

× 建てられない用途

住宅、共同住宅、寄宿舎など

倉庫業倉庫

自動車修理工場

倉庫など

畜舎(15m2を超えるもの)

パン屋、菓子屋、洋服屋など

施設(火薬、石油類、ガスなどの

卸売市場、火葬場、ごみ焼却場など

工場(危険性や環境を悪化させる恐れの多少による)

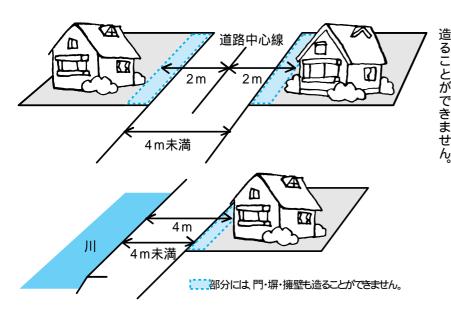
危険物の貯蔵・修理の多少による)

面積、階数などの制限あり

この表は概要で、すべての制限を

示したものではありません。

[用途]



第 第 第 準 近 商

> 住 種 種

> > 居

地

業

地

地

商

地

|種中高層住居専用地域

× ×

×

住 住

居 居

域 域 域 域 域 域 域 域

地 地

築基準法では、 「4m以上の道路が必要です 物を建てるには たい 安全で快適に暮らすため

物 ഗ 用途が決められてい

建市 圳 の特徴に応じ T

場合もあり を変える時 限が定められ の総床面積の敷地面積に対する割合)などの 面積の敷地 用途地域ごとに、 「域に応じて建物の用途が決められています。 の 用途地域に分けられており、 でも、 ますの 面積に対する割合)、 てい その 建物の高さや建ぺい率(ます。 変更前に必ず確認し 地 また、 域の用途に 建 物の 容積率(それぞれ)用途目: <u>:</u>適し な 建

られませ 以内には、

また、 分の

建

物に付属

する門や塀も

ください。

I I

業

地

車

用

地

ている土地では、 められてい

路

中 心

からニメー ても建物は

自

主 道

地であっ

います。

その

ため、 の

狭

11

道

路

に面し トル

した土地でなければ建物を建てられないと定

|則として幅四メートル以上の道路に面

地

原

街 地は、 住宅地、 商業地、

Δ 街 は地 域

工業地など十 ます 建築 制

兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50m2以下 × かつ建築物の延べ床面積の2分の1以下のもの 店舗など(床面積の広さによる) 事務所など(床面積の広さによる) × × ホテル、旅館 × 風遊 ボウリング場、ゴルフ練習場 俗戯 カラオケボックス、パチンコ/ 施施 設設 映画館 キャパレー かい × カラオケボックス、パチンコ店など × 映画館、キャバレーなど × 幼稚園、小・中学校、高校、大学など × × 図書館、巡査派出所、神社、寺院、教会など 病院 × × 公衆浴場、保育所、老人ホームなど 自動車教習所 × × × 単独倉庫、建築物付属自動車車庫

建物を建てる時は まず相談を

新築、増改築、移転などには建築基準法など の専門知識が必要です。また、県条例や市条例

などによる規制が定められていま す。計画を立てたら、まず建築士 などの専門家に相談することが大 切です。また、市でも建築相談を 受け付けています。

日時/毎月第2・第4水曜日 午後1時~3時 建築指導課 場所/市役所4階

都市計画区域内においては都市計画決定が必要